

最高裁平成一五年（行ツ）第一九号・平成一五年（行ヒ）第一七号、一五・一二・一五決定

判 決

上告人兼申立人 中央労働委員会
上告補助参加人 全日本建設交連一般労働組合全国鉄道本部
全日本建設交連一般労働組合北海道鉄道本部
被上告人兼相手方 北海道旅客鉄道株式会社
日本貨物鉄道株式会社

（主文）

本件上告を却下する。

本件を上告審として受理しない。

上告費用及び申立費用は上告兼申立補助参加人らの負担とする。

（理由）

記録によれば、上告兼申立補助参加人らが本件上告及び上告受理の申立てをした時には、既に上告人兼申立人が上告及び上告受理の申立てをしていたことが明らかであるから、上告兼申立補助参加人らの本件上告及び上告受理の申立ては、二重上告又は二重上告受理の申立てであり、不適法である。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

最高裁判所第一小法廷